

## 篠山市議会だより広告掲載要領

平成22年1月4日

(趣旨)

第1条 この要領は、篠山市議会だより（定例会毎に年4回発行する議会の広報紙）に広告を掲載することについて、篠山市広告事業取扱要綱（平成21年3月30日篠山市要綱第23号。以下「要綱」という。）及び篠山市広告掲載基準（平成21年3月30日。以下「掲載基準」という。）に規定する事項のほか、必要な事項について定める。

(掲載の位置等)

第2条 掲載する広告の位置は、篠山市議会だより最終ページ（裏表紙）及び内ページの下段とする。ただし、編集上の都合により掲載位置を変更することがある。

(掲載枠及び広告掲載料)

第3条 掲載する広告の規格及び広告掲載料は次のとおりとする。

規格		枠数	広告掲載料（消費税含む）
最終ページ・1枠： 縦41mm×横96mm	カラー	最大2枠	1枠：年間40,000円 (※1枠：1回あたり10,000円)
内ページ・1枠： 縦41mm×横96mm	2色	最大4枠	1枠：年間20,000円 (※1枠：1回あたり5,000円)

2 広告掲載は年間を基本とする。ただし、議長が必要と認める場合は、この限りではない。

(広報媒体)

第4条 広報媒体は次のとおりとする。

名称	篠山市議会だより
規格	A4判・2色刷り（ただし表紙、裏表紙カラー印刷）
ページ数	12～16ページ（掲載内容により変動）
発行部数	16,800部（配布は約16,500部）
配布場所	市内全世帯（自治会経由）、本庁舎・支所 他
発行回数	定例会（3月、6月、9月、12月）の翌月の計4回を基本とする

(掲載可能な広告等の範囲)

第5条 篠山市議会だよりに広告を掲載することができる業種、事業者、広告の内容及び広告のデザインの範囲は、掲載基準の規定に適合するものに限ることとする。

(募集の方法)

第6条 議長は、広告を掲載しようとする約3ヶ月前より1ヶ月程度の期間、広く募集を行わなければならない。なお、募集は篠山市議会だより及び市ホームページ等で行うものとする。

(広告掲載の申し込み)

第7条 広告を掲載しようとするもの(以下「広告主」という。)は、別に定める篠山市議会だより広告掲載申込書(様式第1号)に掲載を希望する広告の案を添付し、議長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、広告主は市税等を完納していなければならない、「篠山市議会だより広告事業申込み者の市税等納付に関する調査」について承諾する(様式第2号)ものとする。ただし、広告主において、前項に規定する篠山市議会だより広告掲載申込書に納期分までの納税証明書等を添付する場合はこの限りでない。

3 広告掲載希望者が申し込むことができる枠数は、1枠に限るものとする。ただし、議長が認める場合は、この限りではない。

(広告の審査)

第8条 議長は、前条の広告掲載申込書が提出されたときは、その内容を審査し、掲載の可否を決定のうえ、審査結果を別に定める篠山市議会だより広告掲載審査結果通知書(様式第3号)により、広告主に通知するものとする。

2 議長は、申し込みが多い場合は、募集期間終了後に抽選により決定するものとする。

3 議長は、前項の規定に基づき提出のあった篠山市議会だより広告掲載申込書に係るその広告掲載の可否の審査について必要と認める場合は、市長の設置する篠山市広告審査会(以下「審査会」という。)にて、審査を依頼することができる。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載が決定した広告主は、納入通知書により、指定する期日までに広告掲載料を一括前納しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合、広告の掲載を取消することができる。この場合、これによって生じた損害については、議会はその責任を負わない。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 広告主から篠山市議会だより広告掲載取消しの申し出(様式第4号)があったとき。

(3) その他議長が広告の掲載が適切でないと判断したとき。

2 議長は、前項の規定により広告の掲載を取消した場合は、速やかに広告主にその旨を通知(様式第5号)しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第11条 既に納められた広告掲載料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、議長はその全部又は一部を返還するものとする。

(1) 広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなったとき

(2) その他議長が特に返還する必要があると認めるとき

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、利子は付さない。

(広告掲載に伴う責任等)

第12条 広告掲載された広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 議長は、広告主の責めに帰すべき事由により広告掲載を中止したことに伴い、議会に損害が発生した場合は、当該広告主に対し、損害の賠償を請求することができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、篠山市議会だよりへの広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年1月8日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行日前においても、この要領の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。

様式第1号（第7条関係）

平成 年 月 日

篠山議会議長 あて

住 所

団 体 名

代表者職・氏名

印

篠山市議会だより広告掲載申込書

篠山市議会だより広告掲載要領第7条の規定により、次のとおり申込みます。

広告の内容	<input type="checkbox"/> 添付の広告原稿のとおり <input type="checkbox"/> 広告原稿未添付の場合はその内容 内容：
掲載希望期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
添付資料	<input type="checkbox"/> 篠山市広告事業申込み者の市税等納付に関する調査承諾書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 納期までの納税証明書等 <input type="checkbox"/> その他（ ）
担当者連絡先	電話番号（ - - ） 担当部署（ ） 担当者名（ ）
その他	

篠山市議会だより広告事業申込み者の市税等納付に関する調査承諾書

篠山市議会だより広告事業に広告を掲載するにあたり、私（当社）の篠山市税等の納付状況を調査することを承諾いたします。

平成 年 月 日

住所又は事業所所在地

団体名

代表者職・氏名

印

1 上記の者(法人)の納期分までの篠山市税の納付状況は次のとおりです。

滞納なし       滞納あり       その他（                      ）

平成 年 月 日

確認者 税務課長                      印

2 上記の者の納期分までの篠山市国民健康保険税の納付状況は次のとおりです。

滞納なし       滞納あり       その他（                      ）

平成 年 月 日

確認者 税務課長                      印

篠山市議会だより広告事業申込み者の市税等納付に関する調査依頼

税務課長 様

上記の者（法人）の納税状況を調査のうえ確認願います。

平成 年 月 日

議会事務局長

印

様式第3号（第8条関係）

篠 第 号  
平成 年 月 日

様

篠山議会議長 印

篠山市議会だより広告掲載審査結果通知書

平成 年 月 日に申込のありました広告の掲載について、篠山市議会だより広告掲載要領第8条の規定により審査した結果を、下記のとおりお知らせします。

記

審査結果	<input type="checkbox"/> 掲載する 付帯条件等：  <input type="checkbox"/> 掲載しない 理由：
------	--

広告掲載にあたっての留意事項

掲載期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
掲載料	円
掲載料納付期限	平成 年 月 日まで（納入通知書により納付してください）
その他	

<お問い合わせ先>

議会事務局

篠山市北新町41番地（本庁舎4階）

電話番号：079(552)6855

様式第4号（第10条関係）

平成 年 月 日

篠山市議会議長 あて

住 所  
団 体 名  
代表者職・氏名

印

篠山市議会だより広告掲載取消申出書

平成 年 月 日付け篠 第 号にて通知のあった広告について、下記の理由により掲載の取消しを申し出ます。

記

取消し申し出理由	
掲載取消期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
担当者連絡先	電話番号（ - - ） 担当部署（ ） 担当者名（ ）
その他	

様式第5号（第10条関係）

篠 第 号  
平成 年 月 日

様

篠山議会議長 印

篠山市議会だより広告掲載取消通知書

平成 年 月 日付け篠 第 号にて掲載することとした広告について、篠山市議会だより広告掲載要領第10条の規定により掲載を取消しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

取消した理由	<input type="checkbox"/> 篠山市議会だより広告掲載要領第10条第1項第 号に該当するため <input type="checkbox"/> その他（ ）
掲載取消期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
納付済掲載料の返還	<input type="checkbox"/> 返還しない <input type="checkbox"/> 円を返還する
その他	

<お問い合わせ先>

議会事務局

篠山市北新町41番地（本庁舎4階）

電話番号：079(552)6855